

○自治事務(申請・届出等以外の手続)

手続名	根拠法令名	根拠条項				実施方を提示できない理由(内容)等	経由事務	備考
		条	項	号	附則			
死産の届出(警察官による通知)	死産の届出に関する規程	9				死産の届出には、医師、助産師の認証を必要とする死産証書(死胎検案書)を添付することになっており、電子化方策の検討に時間を要するため、現時点で実施方策提示困難。		
役員解職時の代理人の出頭及び証拠の提出	社会福祉法	56	6			対面を前提とした手続のためオンライン化困難。		
助成された社会福祉法人に対する役員解職勧告時の代理人の出頭及び証拠の提出	社会福祉法	58	3			対面を前提とした手続のためオンライン化困難。		
支払方法変更の記載	介護保険法	66	1			現状、添付書類(被保険者証)の一部についてオンライン化困難。 介護保険法施行規則第101条第1項の規定により、被保険者証の提出及び対面審査を要することから、電子化方策の検討に時間を要するため、現時点で実施方策提示困難。		
支払方法変更の記載	介護保険法施行規則	101	1			現状、添付書類(被保険者証)の一部についてオンライン化困難。 介護保険法施行規則第101条第1項の規定により、被保険者証の提出及び対面審査を要することから、電子化方策の検討に時間を要するため、現時点で実施方策提示困難。		
支払方法変更の記載	介護保険法	66	2			現状、添付書類(被保険者証)の一部についてオンライン化困難。 介護保険法施行規則第66条第2項の規定により、被保険者証の提出及び対面審査を要することから、電子化方策の検討に時間を要するため、現時点で実施方策提示困難。		
支払方法変更の記載の消除の手続	介護保険法施行規則	102				現状、添付書類(被保険者証)の一部についてオンライン化困難。 介護保険法施行規則第102条の規定により、被保険者証の提出及び対面審査を要することから、電子化方策の検討に時間を要するため、現時点で実施方策提示困難。		
第2号被保険者の給付一時差し止めによる被保険者証への記載	介護保険法	68	1			現状、添付書類(被保険者証)の一部についてオンライン化困難。 介護保険法第68条第1項の規定により、被保険者証の提出及び対面審査を要することから、電子化方策の検討に時間を要するため、現時点で実施方策提示困難。		
第2号被保険者の給付一時差し止めによる被保険者証への記載の消除	介護保険法施行規則	108				現状、添付書類(被保険者証)の一部についてオンライン化困難。 介護保険法施行規則第108条の規定により、被保険者証の提出及び対面審査を要することから、電子化方策の検討に時間を要するため、現時点で実施方策提示困難。		
給付額減額による被保険者証への記載	介護保険法	69	1			現状、添付書類(被保険者証)の一部についてオンライン化困難。 介護保険法第69条第1項の規定により、被保険者証の提出及び対面審査を要することから、電子化方策の検討に時間を要するため、現時点で実施方策提示困難。		
給付額減額による被保険者証への記載の消除	介護保険法	69	2			現状、添付書類(被保険者証)の一部についてオンライン化困難。 介護保険法第69条第2項の規定により、被保険者証の提出及び対面審査を要することから、電子化方策の検討に時間を要するため、現時点で実施方策提示困難。		

手続名	根拠法令名	根拠条項				実施方を提示できない理由(内容)等	経由事務	備考
		条	項	号	附則			
介護員の証明書の交付	介護保険法施行令	3	1			現状、交付された証明書を第三者に提示する必要があることから、電子化方策の検討に時間を要するため、現時点で実施方策提示困難。		
介護支援専門員登録証明書の交付	介護保険法施行令	35の2	2			現状、交付された証明書を第三者に提示する必要があることから、電子化方策の検討に時間を要するため、現時点で実施方策提示困難。		
介護支援専門員登録証明書の返還	介護保険法施行令	35の2	3			現状、交付された証明書を第三者に提示する必要があることから、電子化方策の検討に時間を要するため、現時点で実施方策提示困難。		
要介護状態区分の変更の認定	介護保険法施行規則 (介護保険法第30条第1項)	44	1			現状、要介護状態区分の変更の認定をする場合、被保険者証(現物)を提出してもらう必要があることから、電子化方策の検討に時間を要するため、現時点で実施方策提示困難。		
要介護認定の取消し	介護保険法施行規則 (介護保険法第31条第1項)	47	1			現状、要介護認定の取消しをする場合、被保険者証(現物)を提出してもらう必要があることから、電子化方策の検討に時間を要するため、現時点で実施方策提示困難。		
要支援認定の取消し	介護保険法施行規則 (介護保険法第34条第1項)	56	1			現状、要支援認定の取消しをする場合、被保険者証(現物)を提出してもらう必要があることから、電子化方策の検討に時間を要するため、現時点で実施方策提示困難。		
要介護認定等の手続の特例	介護保険法施行規則 (介護保険法第35条第6項)	58	1			現状、要支援認定をする場合、被保険者証(現物)を提出してもらう必要があることから、電子化方策の検討に時間を要するため、現時点で実施方策提示困難。		
手続数合計	18							

○第一号法定受託事務(申請・届出等以外の手続)

手続名	根拠法令名	根拠条項				実施方を提示できない理由(内容)等	経由事務	備考
		条	項	号	附則			
毎月勤労統計調査(調査員から都道府県知事への特別調査票の提出)	毎月勤労統計調査規則	17	3			事業主からの調査票の申告は、調査員による対面審査を要し電子化が困難なため、その調査票のオンライン化を実施するための整備に時間を要する。		
手続数合計	1							